

園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会

第 1 回教育小委員会

日 時 : 平成 1 6 年 5 月 2 1 日(金)

場 所 : 園部国際交流会館 2 階 第 1 研修室

次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 教育小委員会設置について
- 3 . 新委員委嘱状交付
- 4 . 委員紹介
- 5 . 議事
 - (1) 委員長、副委員長の選任について
 - (2) 小委員会の役割、運営方法について
 - (3) 今後の予定について

第 2 回教育小委員会の日程

平成 1 6 年 月 日

- 4 . その他

- 5 . 閉 会

【新】

教育小委員会委員

:委員長 ○:副委員長

区	分	1 号 委 員		2 号 委 員		3 号 委 員	
教 育 小 委 員 会		日 吉 町	浅 野 敏 昭	園 部 町	中 川 圭 一	八 木 町	谷 幸
				八 木 町	○吉 見 徳 寛	日 吉 町	湯 浅 満 男
				日 吉 町	出 野 敏	園 部 町	牧 野 修
				美 山 町	長 野 弘	八 木 町	齊 藤 進
						日 吉 町	吉 川 元 治
						美 山 町	末 武 徹

園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 小委員会委員構成

:委員長 ○:副委員長

区 分	1 号 委 員		2 号 委 員		3 号 委 員	
総 務 ・ 企 画 ・ 議 会 小 委 員 会	園 部 町	奥 村 善 晴	園 部 町	谷 義 治	園 部 町	前 田 三 子
			八 木 町	高 橋 芳 治	園 部 町	田 中 博
			日 吉 町	出 野 敏	八 木 町	福 嶋 利 夫
			美 山 町	○ 長 野 弘	日 吉 町	藤 岡 裕 英
					美 山 町	上 原 正 義
住 民 ・ 福 祉 ・ 保 健 衛 生 ・ 環 境 小 委 員 会	美山町	箱 田 博 治	園 部 町	中 川 圭 一	園 部 町	上 野 嘉 雄
			八 木 町	中 川 幸 朗	八 木 町	中 川 晃
			日 吉 町	井 尻 治	八 木 町	谷 幸
			美 山 町	○ 古 屋 正 雄	日 吉 町	湯 浅 満 男
					日 吉 町	吉 田 紀 子
					美 山 町	中 西 多嘉子
教 育 小 委 員 会	日 吉 町	浅 野 敏 昭	園 部 町	中 川 圭 一	園 部 町	牧 野 修
			八 木 町	○ 吉 見 徳 寛	八 木 町	谷 幸
			日 吉 町	出 野 敏	八 木 町	齊 藤 進
			美 山 町	長 野 弘	日 吉 町	湯 浅 満 男
					日 吉 町	吉 川 元 治
					美 山 町	末 武 徹
建 設 ・ 産 業 ・ 上 下 水 道 小 委 員 会	八 木 町	廣 瀬 傳 次	園 部 町	村 田 憲 一	園 部 町	滝 村 尚 史
			八 木 町	吉 見 徳 寛	八 木 町	川 勝 儀 昭
			日 吉 町	○ 吉 田 繁 治	日 吉 町	藤 林 芳 朗
			美 山 町	柿 迫 義 昭	美 山 町	大 牧 義 夫
					美 山 町	佐々木 智 康
新 市 建 設 計 画 策 定 小 委 員 会	園 部 町	野 中 一 二 三	園 部 町	中 川 圭 一	園 部 町	滝 村 尚 史
	八 木 町	○ 岸 上 吉 治	八 木 町	高 橋 芳 治	八 木 町	福 嶋 利 夫
	日 吉 町	仲 村 脩	日 吉 町	井 尻 治	日 吉 町	藤 林 芳 朗
	美 山 町	中 島 三 夫	美 山 町	柿 迫 義 昭	美 山 町	上 原 正 義
					京 都 府	中 井 幹 晴
					京 都 府	竹 内 啓 雄

園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会小委員会設置規程

（設置）

第1条 園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第12条第1項の規定に基づき、園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会（以下「協議会」という。）に小委員会を置く。

（所掌事務及び組織）

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について、専門的に調査、審議等を行う。

2 小委員会の種別及び分掌事務は、別表のとおりとする。

3 別表に掲げるもののほか、必要に応じて小委員会を置くことができる。

（編成）

第3条 小委員会の定数は、次のとおりとする。

(1) 総務・企画・議会小委員会 10人以内

(2) 住民・福祉・保健衛生・環境小委員会 12人以内

(3) 建設・産業・上下水道小委員会 10人以内

(4) 新市建設計画策定小委員会 15人以内

(5) 教育小委員会 11人以内

2 小委員会に属すべき委員は、協議会の会長が指名する。ただし、各小委員会の委員については、他の小委員会との兼務を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 小委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

3 小委員会は、必要に応じて関係する他の小委員会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第 6 条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 5 日から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成 1 6 年 5 月 2 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

総務・企画・議会小委員会

- (1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事。
- (2) 地方税に関する事。
- (3) 一般職の職員の身分の取扱いに関する事。
- (4) 特別職（各種行政委員会の委員を含む。）の身分の取扱いに関する事。
- (5) 条例、規則等の取扱いに関する事。
- (6) 事務組織及び機構の取扱いに関する事。
- (7) 一部事務組合等の取扱いに関する事。
- (8) 使用料、手数料等の取扱いに関する事。
- (9) 公共的団体等の取扱いに関する事。
- (10) 各種団体等への補助金、交付金等の取扱いに関する事。
- (11) 町及び字の区域及び名称の取扱いに関する事。
- (12) 町の慣行の取扱いに関する事。
- (13) 消防団の取扱いに関する事。
- (14) 自治会、行政区の取扱いに関する事。
- (15) 情報通信に関する事
- (16) 各種事務事業（総務、企画及び議会分野）の取扱いに関する事。
- (17) 前各号に掲げるもののほか他の小委員会に属さない事。

住民・福祉・保健衛生・環境小委員会

- (1) 国民健康保険事業の取扱いに関する事。
- (2) 介護保険事業の取扱いに関する事。
- (3) 各種事務事業（住民、福祉、保健衛生、環境分野）の取扱いに関する事。
- (4) 条例、規則等の取扱いに関する事。
- (5) 使用料、手数料等の取扱いに関する事。
- (6) 各種団体等への補助金、交付金等の取扱いに関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本委員会に属すると思われる事。

建設・産業・上下水道小委員会

- (1) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事。
- (2) 各種事務事業（建設、産業及び上下水道分野）の取扱いに関する事。
- (3) 条例、規則等の取扱いに関する事。
- (4) 使用料、手数料等の取扱いに関する事。
- (5) 各種団体等への補助金、交付金等の取扱いに関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本委員会に属すると思われる事。

新市建設計画策定小委員会

- (1) 合併の方式に関する事。
- (2) 合併の期日に関する事。
- (3) 新市の名称に関する事。
- (4) 新市の事務所の位置に関する事。
- (5) 分庁舎（支所の位置、名称、機構、業務内容、所管区域等）の取扱いに関する事
- (6) 財産の取扱いに関する事。
- (7) 新市建設計画に関する事。
- (8) 財政計画に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本委員会に属すると思われる事。

教育小委員会

- (1) 就学前教育に関すること。
- (2) 学校教育に関すること。
- (3) 生涯学習、生涯スポーツに関すること。
- (4) 歴史伝統文化の保全と継承に関すること。
- (5) 教育分野の事務事業に関すること。
- (6) 条例、規則等の取扱いに関すること。
- (7) 各種団体への補助金交付金等の取扱いに関すること。
- (8) 前号に掲げるもののほか、本小委員会に属すると思われること。

園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会
合 併 協 定 項 目

基本的協定項目（５項目）		住民・保健福祉・教育	
1	合併の方式に関する事		
2	合併の期日に関する事		
3	新市の名称に関する事		
4	新市事務所の位置に関する事		
5	財産及び債務の取扱いに関する事		
合併特例法に規定されている項目（４項目）			
6	議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事		
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事		
8	地方税の取扱いに関する事		
9	一般職の職員の身分の取扱いに関する事		
その他必要協定項目（大項目１２＋中項目２９）			
10	特別職等の身分の取扱いに関する事		
共通 11	条例、規則等の取扱いに関する事	１０項目	５０項目
12	事務機構及び組織の取扱いに関する事		
13	一部事務組合等の取扱いに関する事	２項目	２項目
共通 14	使用料及び手数料等の取扱いに関する事	３０項目	３５項目
共通 15	公共的団体等の取扱いに関する事	２０項目	２０項目
共通 16	各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事	２８項目	２８項目
17	町、字の区域及び名称の取扱いに関する事		
18	町の慣行の取扱いに関する事		
19	各種事務事業の取扱いに関する事	(１４３項目)	(６８２項目)
	19- 1 自治会、行政連絡機構の取扱い		
	19- 2 情報公開の取扱い		
	19- 3 男女共同参画の取扱い		
	19- 4 人権啓発の取扱い	５項目	１４項目
	19- 5 広聴広報の取扱い		
	19- 6 消防団の取扱い		
	19- 7 防災関係の取扱い		
	19- 8 姉妹都市等の取扱い		
	19- 9 電算システムの取扱い		
	19-10 納税関係の取扱い		
	19-11 国民健康保険の取扱い	２２項目	７５項目
	19-12 保育所の取扱い	２３項目	６０項目
	19-13 環境事務の取扱い	１０項目	３０項目
	19-14 塵芥処理の取扱い	１３項目	５７項目
	19-15 保健衛生の取扱い	１１項目	１１２項目
	19-16 各種社会福祉事業等の取扱い	６項目	１３０項目
	19-17 介護保険の取扱い	９項目	９８項目
	19-18 病院、診療所の取扱い	３項目	７項目
	19-19 小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い	５項目	７項目
	19-20 学校教育の取扱い	２１項目	４４項目
	19-21 学校給食の取扱い	６項目	７項目
	19-22 社会教育の取扱い	９項目	４１項目
	19-23 都市計画の取扱い		
	19-24 建設関係事業の取扱い		
	19-25 公営住宅の取扱い		
	19-26 上水道等の取扱い		
	19-27 下水道等の取扱い		
	19-28 農林水産事業の取扱い		
	19-29 商工観光事業の取扱い		
20	新市建設計画に関する事		
21	その他必要な事項に関する事	(１６項目)	(３２項目)
	21-3- 戸籍、住民登録事務の取扱い	１６項目	３２項目
		小項目合計 ２４９項目	細項目合計 ８４９項目

参 考

園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会小委員会設置規程新旧対照表

現 行	改 正 後
(設置) 第 1 条 園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会規約（以下「規約」という。）第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会（以下「協議会」という。）に小委員会を置く。	同左
(所掌事務及び組織) 第 2 条 小委員会は、協議会から付託された事項について、専門的に調査、審議等を行う。 2 小委員会の種別及び分掌事務は、別表のとおりとする。 3 別表に掲げるもののほか、必要に応じて小委員会を置くことができる。	(所掌事務及び組織) 第 2 条 小委員会は、協議会から付託された事項について、専門的に調査、審議等を行う。 2 小委員会の種別及び分掌事務は、別表のとおりとする。 <u>3 別表に掲げるもののほか、必要に応じて小委員会を置くことができる。</u>
(編成) 第 3 条 小委員会の定数は、次のとおりとする。 (1) 総務・企画・議会小委員会 1 0 人以内 (2) <u>住民・福祉・保健衛生・環境・</u> <u>教育小委員会</u> 1 2 人以内 (3) 建設・産業・上下水道小委員会 1 0 人以内 (4) 新市建設計画策定小委員会 1 5 人以内 2 小委員会に属すべき委員は、協議会の会長が指名する。ただし、新市	(編成) 第 3 条 小委員会の定数は、次のとおりとする。 (1) 総務・企画・議会小委員会 1 0 人以内 (2) <u>住民・福祉・保健衛生・環境・</u> <u>小委員会</u> 1 2 人以内 (3) 建設・産業・上下水道小委員会 1 0 人以内 (4) 新市建設計画策定小委員会 1 5 人以内 <u>(5) 教育小委員会 1 1 人以内</u> 2 小委員会に属すべき委員は、協議

<u>建設計画策定小委員会</u>の委員については、他の小委員会との兼務を妨げない。	会の会長が指名する。ただし、<u>各小委員会</u>の委員については、他の小委員会との兼務を妨げない。
(委員長及び副委員長) 第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	同左
(会議) 第5条 小委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。 3 小委員会は、必要に応じて関係する他の小委員会と合同の会議を開催することができる。	同左
(報告) 第6条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、協議会に報告するものとする。	同左
(庶務) 第7条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。	同左

(補則) 第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則 この規程は、平成16年4月15日から施行する。	同左 同左
	附 則 改正後の規程は、平成16年5月21日から施行する。
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
総務・企画・議会小委員会 (1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事。 (2) 地方税に関する事。 (3) 一般職の職員の身分の取扱いに関する事。 (4) 特別職(各種行政委員会の委員を含む。)の身分の取扱いに関する事。 (5) 条例、規則等の取扱いに関する事。 (6) 事務組織及び機構の取扱いに関する事。 (7) 一部事務組合等の取扱いに関する事。 (8) 使用料、手数料等の取扱いに関する事。 (9) 公共的団体等の取扱いに関する事。 (10) 各種団体等への補助金、交付金等の取扱いに関する事。 (11) 町及び字の区域及び名称の取扱いに関する事。 (12) 町の慣行の取扱いに関する事。 (13) 消防団の取扱いに関する事。 (14) 自治会、行政区の取扱いに関する事。 (15) 情報通信に関する事 (16) 各種事務事業(総務、企画及び議会分野)の取扱いに関する事。 (17) 前各号に掲げるもののほか他の小委員会に属さない事。	同左

住民・福祉・保健衛生・環境・教育小委員会 (1) 国民健康保険事業の取扱いに關すること。 (2) 介護保険事業の取扱いに關すること。 (3) 各種事務事業（住民、福祉、保健衛生、環境及び<u>教育分野</u>）の取扱いに關すること。 (4) 条例、規則等の取扱いに關すること。 (5) 使用料、手数料等の取扱いに關すること。 (6) 各種団体等への補助金、交付金等の取扱いに關すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、本委員会に属すると思われること。	住民・福祉・保健衛生・環境小委員会 (1) 国民健康保険事業の取扱いに關すること。 (2) 介護保険事業の取扱いに關すること。 (3) 各種事務事業（住民、福祉、保健衛生及び<u>環境分野</u>）の取扱いに關すること。 (4) 条例、規則等の取扱いに關すること。 (5) 使用料、手数料等の取扱いに關すること。 (6) 各種団体等への補助金、交付金等の取扱いに關すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、本委員会に属すると思われること。
建設・産業・上下水道小委員会 (1) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに關すること。 (2) 各種事務事業（建設、産業及び上下水道分野）の取扱いに關すること。 (3) 条例、規則等の取扱いに關すること。 (4) 使用料、手数料等の取扱いに關すること。 (5) 各種団体等への補助金、交付金等の取扱いに關すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、本委員会に属すると思われること。	同左
	教育小委員会 (1) <u>就学前教育に關すること。</u> (2) <u>学校教育に關すること。</u> (3) <u>生涯学習、生涯スポーツに關すること。</u> (4) <u>歴史伝統文化の保全と継承に關すること。</u> (5) <u>教育分野の事務事業に關すること。</u> (6) <u>条例、規則等の取扱いに關すること。</u> (7) <u>各種団体への補助金、交付金等の取</u>

	<u>扱いに關すること。</u> (8) <u>前号に掲げるもののほか、本委員会 に属すると思われること。</u>
--	--